



農業協同組合法改正からの贈り物

多木 誠一郎

平成27年農業協同組合法改正について批判的な意見が、協同組合研究者から少なからず出されています。今回の法改正は、規制改革会議による提言を端緒とし、実質的に法案の骨子が定まった政治決着まで僅か9カ月という短期間で行なわれました。それゆえ例えば協同組合法理論をはじめとする、法改正を支えるべき基本的な考え方との整合性が十分に検討されないまま改正されたと考えられる事項もあります。批判的な意見が少なくないことも頷けます。しかし見方を変えれば法改正は、新たな論点を生み出してくれたり、あるいは埋もれていた論点を目の当たる場所に運んでくれたりしました。研究者にとっては、法改正からの「贈り物」といってもよいでしょう。ここで二つ挙げておきましょう。

一つは、協同組合の商人性や協同組合の行為の商行為性です。私が籍を置いている商法学という一大学問分野で、協同組合が唯一登場する論点です。自己の名をもって商行為（商法501条・502条）をすることを業とする者が商人です（同法4条1項）。協同組合の行為は一般に商行為に該当しませんし、「業とする」の構成要素である営利（広い意味の営利）を協同組合は欠いていることを理由にして商人性・商行為性を否定するのが伝統的多数説です。最高裁判所はこの論点について少なくとも3度判断していますが、いずれも商人性・商行為性を否定していません（直近では最判平成18年6月23日判時1943号146頁）。広い意味の営利とは、収益と費用との差額（利益）を得ることを目的にすることですが、収支トントンを目的にすることでも差し支

えないと緩やかに解するのが通説です。そうであれば協同組合も継続企業である以上赤字であってもよいのではなく、少なくとも収支トントンを目的にしているとして、協同組合に営利を認め、商人性・商行為性を肯定する少数説もあります。

今回の法改正によって新設された第7条第3項には「組合は、農畜産物の販売その他の事業において、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業から生じた収益をもつて、……事業の成長発展を図るための投資……に充てるよう努めなければならない。」と定められています。協同組合の奉仕目的と平仄を合わせるために高い収益性をどのように理解するのかにかかわらず（拙稿「農業協同組合法改正の論点と疑問点」農業協同組合経営実務第70巻第10号85頁（平成27年）、少なくとも収支トントン（素直に解釈すると利益を得ること）を目的にしていることは明確です。そうすると少数説が説くように（農業）協同組合にも営利を認めるという考え方が説得力を増すようにも思われます。いずれにせよ今回の法改正を契機にして、協同組合の商人性・商行為性について再論する必要が出てきたと考えます。

もう一つ、行政庁との関係を挙げておきましょう。今回の法改正によって中央会は廃止されました。組合を束縛している中央会をなくし、組合を自由にして自立を促し、各組合が創意工夫できるようにするという点に、中央会の廃止理由の一つが求められています。中央会を廃止し、全国中央会を一般社団法人として存続するように誘導すること自体をもって、不当である

とはいえません。一般社団法人という法形態をとる中央会は、目を外に向ければ、わが国が協同組合法をはじめて制定するに際して模範にしたドイツにも見受けられます。——その是非は別にして——立法政策としてありうる選択肢です。

組合の自立を促すという立法趣旨に照らしみると、更に一步進めて中央会だけではなく、行政庁（国家）の頸木から組合を自由にするという意見も説得力を持ってくるのではないのでしょうか。わが国では産業組合法制定時から保育行政の一環として、協同組合に対する広範な監督権限が行政庁に付与されています。一般論として監督権限の存在によって、被監督者は国家政策に追随しやすくなる、あるいは国家の意図を付度しようとする傾向になることは否めません。今回の法改正を主導した規制改革会議・農林水産省も、行政が農協系統に行政代行的業務を安易に行わせることがないようにすると表明しているのもその証左です。広範な監督権限は一般に、発展途上国が国家建設の目的のために協同組合を利用する、言い換えると協同組合を国家から自立させないという発想から出てきたものともいえます。自他共に先進国と認めるわが国の協同組合にとって、広範な監督権限は今も必要でしょうか。

行政庁による監督のうち行政庁検査に焦点を絞ってみましょう。中央会の廃止にともなって中央会監査も廃止されました。わが国が範にしたドイツの中央会監査に看取しうるように中央会監査には、行政庁検査を回避するための、言い換えると協同組合が標榜する自治をより高い水準で維持するための制度という性格もあります。わが国では中央会監査導入時以来、ドイツとは異なり行政庁検査が併存してきました。今

回の法改正によって中央会監査とは対照的に、行政庁検査は手つかずのまま残りました。私見は中央会監査に存在意義を認める立場ですが、公認会計士監査の導入それ自体を現在批判するつもりはありません。しかしより高い水準で自治を維持するための中央会監査が廃止された点を考慮に入れますと、行政庁検査についても再考する時が来ているのではないのでしょうか。

私見は、いわゆる農協改革の錦の御旗とでもいうべき形式的イコール・フットイング（競争条件の平等）に諸手を挙げて賛同する立場ではありません（拙稿「農協法改正案を検証する農業協同組合中央会に係る事項について」協同組合経営研究誌にじ第65号121頁（平成27年））。とはいえ仮に形式的イコール・フットイングを突き詰めていくとしますと、株式会社という法形態にはない行政庁による広範な監督がなぜ協同組合にあるのかということの説明するのは、少なくとも容易ではありません。言い換えますと、株式会社は負担していない監督コストを協同組合はなぜ負担しなければならないのか、競争条件の平等を歪めているのではないかという素直な疑問が生じます。今後も引き続き形式的イコール・フットイングを前面に押し出す改革を進めるのであれば、やはり行政庁の広範な監督権限について再考せざるをえなくなるでしょう。

ここで挙げた二つ以外にも、今回の法改正からの贈り物は少なからずあります。贈り物に対して論文の執筆という形で謝意を表すことで、研究に携わる者としての務めを果たしていきたいと思います。

（小樽商科大学 教授）